

令和 7 年度 佐呂間町一般廃棄物処理実施計画

佐呂間町告示 2 0 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定により、令和 7 年度の佐呂間町一般廃棄物処理実施計画を定め、佐呂間町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 7 条第 1 項に基づき、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

佐呂間町長 武田 温友

記

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
2. 処理区域 佐呂間町全域
3. 処理対象人口 4, 5 3 7 人
4. 処理計画量

(1) 収集・運搬量

計画 収集	燃やすごみ	593 t
	燃やさないごみ	114 t
	リサイクル資源	173 t
直接 搬入	燃やすごみ	64 t
	燃やさないごみ	919 t
	リサイクル資源	0 t
	粗大ごみ	40 t
拠点	小型家電	5 t
	有害ごみ（電池・蛍光灯）	2 t
合 計		1, 910 t

(2) 中間処理量（遠軽地区広域組合）

総資源化量	179 t
焼却処理量	1, 404 t
焼却残渣	186 t

(3) 最終処分量

焼却残渣	186 t
不燃埋立	198 t
合 計	384 t

(4) し尿・浄化槽汚泥処理量

広域	し尿	968kL
	浄化槽汚泥	620kL
町	その他（生活雑排水）	30kL
合 計		1,618kL

5. 具体的な方策

第2次佐呂間町一般廃棄物処理基本計画の基本方針に沿って、次のとおり実施する。

【ごみ処理基本計画】

■ごみの処理体制

(1) ごみ処理に関する管理・運営体制

ごみ処理の区分		管理運営の方法 または施設名	管理・運営主体
排出 及び 収集	ごみステーション	設置者	自治会または施設設置者
	収集・運搬	佐呂間町（業務委託）	佐呂間町
中間 処理	容器包装等資源物の処理	遠軽地区広域組合リサイクルセンター （～令和5年度）	遠軽地区広域組合 （構成町：遠軽町・湧別町・佐呂間町）
	容器包装等資源物の処理・ 不燃ごみの破碎処理	えんがるリサイクルセンター （令和6年度～）	
	可燃ごみの破碎・焼却処理	えんがるクリーンセンター	
	不燃ごみの分別処理	佐呂間町一般廃棄物最終処分場 （～令和5年度）	佐呂間町
最終処分		佐呂間町一般廃棄物最終処分場 （～令和7年度予定）	佐呂間町
		遠軽地区一般廃棄物最終処分場 （令和8年度～予定）	遠軽地区広域組合

(2) 容器包装廃棄物処理施設の概要

施設名称	えんがるリサイクルセンター
所管	遠軽地区広域組合
所在地	紋別郡遠軽町向遠軽297番地1
延床面積	工場棟 1,935.58㎡ スtockヤード棟 530.60㎡
建設年度	令和3～5年度
建設費	2,867,676千円
処理能力	・不燃、粗大ごみ 18t/5h ・空き缶処理設備 0.4t/5h ・空き瓶処理設備 0.9t/5h ・ペットボトル、プラスチック製容器包装処理設備 1.5t/5h ・発泡スチロール処理設備 0.1t/5h

(3) ごみ焼却施設の概要

施設名称	えんがるクリーンセンター
所管	遠軽地区広域組合
所在地	紋別郡遠軽町向遠軽297番地1ほか
面積	敷地面積 1,806㎡ 延床面積 3,118㎡
事業期間	平成25～29年度
建設年度	平成28年3月着工 平成29年12月竣工
総事業費	4,095,230千円
処理能力	32t/16時間 (16t/16時間×2炉)
処理方式	准連続燃焼式焼却炉
設備方式	・受入・供給設備：ピット&クレーン式 ・燃焼設備：ストーカ式焼却炉 ・燃焼ガス冷却設備：水噴射式 ・排ガス処理設備 ①集じん：ろ過式集じん器 ②有毒ガス除去：消石灰噴霧 ③ダイオキシン除去：活性炭噴霧 ・余熱利用設備：場内利用（給湯・暖房、ロードヒーティング、熱回収率10%以上） ・通風設備：平衡通風式 ・灰出し設備 ①焼却灰：灰冷却 ②ダスト：薬剤（キレート）処理 ・給水設備：生活用（上水利用） プラント用水（上水、雨水・融雪水利用） ・排水処理設備：クロズドシステム（場内利用）

(4) 最終処分場の概要

施設名称	佐呂間町一般廃棄物最終処分場		
所管	佐呂間町		
所在地	北海道常呂郡佐呂間町字北442番地		
面積・容量	埋立面積	16,000㎡	埋立容量 79,540m ³
埋立期間	昭和57年6月～令和8年3月31日終了予定		
建設年度	昭和56年8月10日着工 昭和56年12月21日竣工		
事業費	305,000千円		
最終処分場	埋立方式	セル方式	
	埋立構造	準好気性埋立	
	遮水構造	遮水シート＋遮光性マット	
浸出水処理施設	汚水処理方式	接触酸化法＋凝集沈殿法	
	処理能力	36m ³ /日	

■排出抑制及び資源化等の方策

「循環型地域社会」の形成を目指すため、生産、流通、販売、消費、排出、回収、再使用、再生利用、処理・処分の各段階で、行政、住民及び事業者が相互に連携を図りながら、それぞれの責務と果たすべき役割を担い4R及び適正処理の取組を積極的に進めていくことが重要です。

また、ごみステーションを管理する自治会等とも協力し、分別がなされていないごみ袋は回収しないなど、適正分別を進め、ごみ排出量の大幅な減少を図ります。

(1) 基本方針

① 断る (Refuse: リフューズ)

ごみとなるものを持ち込まず、不要なものは買わないことや断ることでごみを減らす取組です。

例) レジ袋を断る、過剰包装を断る、マイボトルの利用 など

② 減らす (Reduce: リデュース)

長く使えるものを選んで購入することや資源の使用量を減らすことでごみの量を減らし、ごみをなるべく出さない生活をする取組です。

例) 料理を作りすぎない、洗剤等は容器入りではなく詰め替えを買う など

③ 繰り返し使う (Reuse: リユース)

繰り返しして使用できるリターナブル容器の利用や機器は修理して長く使うなど、まだ使えるものをごみとせず、再使用していく取組です。

例) フリーマーケットの利用、不用品を人に譲る など

④ 再生利用する (Recycle: リサイクル)

「混ぜればごみ、分ければ資源」をスローガンに、再生資源物回収に取り組むとともに、再生資源を使用した製品を利用するなど資源を再生利用する取組です。

例) リサイクル品の購入、リサイクル資源の適正な分別 など

(2) 行政の役割

本町におけるごみの減量化及び再生利用を図るため、住民・事業者の自主的な参加と活動を促進するとともに、一般廃棄物の処理責任者として、遠軽地区広域組合と連携し、ごみの分別収集、リサイクル、廃棄物処理施設の整備・運営管理など、地域における環境負荷の低減を図る取組に努めます。

また、排出事業者としての立場から、4Rの取組を積極的に進め、公共事業をはじめ各種活動にともなう廃棄物の排出抑制や、再使用及び再生利用を行いごみの減量化、再資源化の推進を図ります。

- ① 広報誌、ホームページによる各種広報・啓発活動
- ② 児童・生徒の課外学習や社会教育事業などを通じた環境教育活動
- ③ ごみ分別や排出方法のガイドブック、パンフレット等による情報提供
- ④ 環境衛生強化期間における全町一斉清掃活動の推進
- ⑤ 円滑な収集体制維持のため、ごみステーション設置補助制度を継続
- ⑥ 地域における分別の重要性周知のため、住民説明会の開催
- ⑦ 監視パトロールを実施し、不法投棄防止やごみステーションの適正利用を推進
- ⑧ ごみ処理手数料の適正負担について検討、必要な場合は見直し
- ⑨ 自ら排出事業者として環境配慮物品等（環境負荷低減に資する物品、サービス）の調達
- ⑩ 公共工事における建設資材の再資源化及び再生利用の促進

(3) 住民の役割

普段の生活から出るごみが環境に負荷を与えることを踏まえて、資源循環を家庭から考え行動することが必要であり、本町のごみ排出抑制などの施策や取組に積極的に協力することが求められます。

- ① リサイクル資源分別のより一層の推進
- ② 過剰包装の削減・マイバッグの推進
- ③ ごみの発生・排出抑制
 - ・ 必要量の買い物、量り売り、ばら売りなどの利用を心がける。
 - ・ 食材は使い切り、食べ残しをしないなど食品ロスの発生を最小限にする。
 - ・ 生ごみはコンポスト容器や電動処理機で処理し、肥料として有効利用する。
 - ・ マイカップ、マイボトル、マイはしの使用を心がける。
 - ・ 耐久性に優れた製品を選択し、ものを大切に長く使用を心がける。
 - ・ 買い替えよりも修理して使用する。
 - ・ 不要な買いだめを抑制し、日頃からごみの排出に関心をもつ。
- ④ 再使用・再生利用
 - ・ 不用品交換、フリーマーケットやリサイクルショップを活用する。
 - ・ 商品購入や買い替えの際、下取り（引取り）サービスを利用する。
 - ・ 小売店舗等の使用済み品の店頭回収（トレイ、プリンタインク等）を利用する。

- ・ リターナブル容器の活用や、繰り返し使用できる商品（詰替等）を選択する。
- ・ 再生資源を使ったリサイクル製品（ティッシュ、トイレットペーパー等）を選択する。

⑤ 適正処理

- ・ 分別排出の徹底とごみ出しルールをしっかりと守り、ごみステーション等を適正に使用する。
- ・ お祭りやイベントでもごみ分別ルールを守り、主催者の指示に従って廃棄する。
- ・ 不法投棄、ルール違反の廃棄をしない。

（４）事業者の役割

事業者は、事業所から発生する廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用に努め、事業活動に伴って生じたごみは自らの責任で適正に処理しなければなりません。

加えて、物の製造・加工・販売等に際し、その製品・容器等が処理困難廃棄物とならないよう評価し、開発を行うこと、製品・容器等が廃棄物となる場合には、適正な処理方法の情報提供等を行うことが求められます。

また、町のごみ排出抑制などの施策や取組への積極的な協力が求められます。

① ごみの発生・排出抑制

- ・ 梱包材、包装資材の削減
- ・ 簡易包装の推進
- ・ 再使用・再生利用がしやすい製品や耐久性に優れた製品の販売・製造
- ・ 売れ残り、食べ残しなどの食品ロスを減らす工夫
- ・ 使い捨ての容器や食器等の使用抑制
- ・ 修理などアフターサービスの提供
- ・ レジ袋配布の削減
- ・ 多量のごみ排出事業所は、減量化・再資源化計画の作成と実行

② 再使用・再生利用

- ・ 再生資源活用製品の開発、供給取扱いの拡大
- ・ 店頭回収ボックス等の設置による使用済み製品の回収
- ・ リターナブル容器の活用、詰め替え方式などを選択
- ・ 梱包材、包装資材の再生事業者への直接引渡し
- ・ 事務用品等の環境配慮型製品・グリーン購入の選択

③ 適正処理

- ・ 減量化、再使用・再生利用後になお残った廃棄物の自らの責任による適正な処理
- ・ 事業所内における分別ルールの徹底
- ・ 不法投棄、ルール違反の廃棄をしない

■一般廃棄物の種類と収集及び受入方法等

(1) 一般廃棄物の種類

分別区分		主なごみの種類
燃やすごみ		台所ごみ（残飯、果物くず、貝殻、野菜くず等）、紙くず（紙コップ、写真、カーボン紙、紙おむつ等）、資源にならないプラスチック製品、ゴム・ビニール製品類（長靴、ゴム手袋等）、布・革類（衣類、マット、タオル、バッグ、靴等）、緩衝材（家電等の保護材など）、その他（タバコの吸殻、食用油、草花、ペット用トイレ砂等）
燃やさないごみ		金属類（鍋、やかん、包丁、カミソリ、アルミ製品、ライター等）、ガラス・陶磁器類（板ガラス、薬品びん、コップ、油のびん、花びん、茶碗等）、容器類（ガス缶、スプレー缶、ペンキの缶、一斗缶、油の缶等）、その他（回収対象外小型家電製品、魔法びん等）
粗大ごみ		机、椅子、ソファ、テーブル、食器棚、ベッド、タンス、じゅうたん、カーペット、家電製品、自転車等
リサイクル資源	空き缶	飲料用アルミ缶・スチール缶、缶詰の缶・蓋、その他の缶
	ペットボトル	飲料用のペットボトル、調味料のペットボトル
	空きビン	飲料用のビン、調味料のビン、化粧品のビン
	発泡スチロール	魚箱、カップ麺・納豆などの発泡容器、食品トレイ ※白色のもの
	プラスチック製容器包装	チューブ類（マヨネーズ、わさび、歯磨き粉等）、ボトル類（シャンプー、洗剤、食用油、ソース等）、ポリ袋・ラップ類（レジ袋、食料品などの外装・食品を載せたトレイを含むラップフィルム等）、パック・カップ類（コンビニ弁当の容器、たまごケース、豆腐、プリン等）、ネット類（果物、野菜を入れるネット）、プラスチック製のふた・ラベル
	紙パック	紙パックマークが付いたもの（牛乳、乳酸菌飲料）
	段ボール類	段ボール、お菓子箱などの厚紙
	雑誌・本類	雑誌、週刊誌、雑紙（コピー用紙、封筒、カレンダー、包装紙等）
	新聞・チラシ	新聞、チラシ
有害ごみ		乾電池、ボタン電池、蛍光灯、小型充電式電池、温度計
小型家電		通信機器、カメラ、ゲーム機器・電子玩具、生活電気製品、音響機器、パソコン関連機器

(2) 収集方法

主な収集方法はごみステーション方式で、収集運搬業務を受託した委託事業者が、ごみ収集車で地域ごとに定めたルートにより巡回し収集します。なお、有害ごみと小型家電の収集は拠点回収方式としています。

分別区分		収集日	収集方式	直営・委託
燃やすごみ		週1～2回	ステーション	委託
燃やさないごみ		月2回	ステーション	委託
粗大ごみ		年3回	ステーション	委託
リサイクル資源	空き缶	月1回	ステーション	委託
	空きビン	月1回	ステーション	委託
	ペットボトル	月1回	ステーション	委託
	発泡スチロール	月1回	ステーション	委託
	プラスチック製容器包装	月2回	ステーション	委託
	紙パック	月1回	ステーション	委託
	段ボール	月1回	ステーション	委託
	新聞・チラシ	月1回	ステーション	委託
	雑誌・本	月1回	ステーション	委託
有害ごみ	乾電池	随時	拠点回収	直営
	蛍光灯	随時	拠点回収	直営
小型家電		随時	拠点回収	直営

(3) 収集運搬業の許可

事業活動等により生じた一般廃棄物や、多量な発生により町で収集・運搬ができないもの、及びし尿浄化槽汚泥などについて、引き続き廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可業者により行うものとします。

【生活排水処理基本計画】

今後も安全に暮らせるまちづくり、快適に暮らせるまちづくりを進めるため、生活排水の適正処理を図っていきます。このため生活排水対策の基本として、水の適正利用に関する啓発を行うとともに、生活排水の処理施設の整備に努めていきます。

(1) 基本方針

- ① 公共下水道事業計画に従い、適正に生活排水を処理します。
- ② 公共下水道を使用できる区域については、公共下水道への接続を促し、生活排水の適正処理を進めます。
- ③ 公共下水道事業の計画区域外では、浄化槽設置推進事業によって普及を進めます。
- ④ 単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ浄化槽設置の拡大を図ります。

(2) し尿処理施設の概要

施設名称	衛生センター南兵村処理場
所管	遠軽地区広域組合
構成市町村	遠軽町、湧別町、佐呂間町
所在地	紋別郡湧別町南兵村1区543番地2
竣工	昭和49年度（浄化槽汚泥処理設備は平成8年度）
施設能力	65 kL/日（し尿55 kL/日、浄化槽汚泥10kL/日）
対象物	し尿及び浄化槽汚泥
処理方式	主処理：嫌気性消化処理+活性汚泥法処理 高度処理：凝集沈殿処理+砂ろ過処理 汚泥処理：脱水

(3) 啓蒙活動

生活排水対策の必要性、浄化槽維持管理の重要性について住民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施します。

また、浄化槽については、定期的な保守点検、清掃及び法定検査について、広報等を通じてその徹底に努めるものとします。